

平成29年11月27日

第5回村上市農業委員会会議録

第5回村上市農業委員会定例会を平成29年11月27日午後1時30分村上市民ふれあいセンター研修会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番	鈴木	いせ子	2番	阿部	正一
3番	増田	嘉美	4番	加藤	孝平
5番	石山	章	6番	遠山	久夫
7番	池田	千秋	8番	本間	サヨ子
9番	中山	和衛	10番	遠藤	俊樹
12番	佐藤	健吉	13番	齋藤	文夫
14番	板垣	栄一	15番	稲葉	浩之
16番	菅原	隆雄	17番	大野	章
18番	村山	美恵子	19番	船山	寛
20番	本間	裕一			

1. 欠席委員は次のとおりである。

11番 齋藤 博

1. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地に係る買受適格証明願について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 事業計画変更承認申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 農用地利用集積計画（案）の決定について

その他

1. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	小川	寛一
事務局次長	小川	良和
事務局副参事	本間	宏
事務局主査	園部	和枝

1. 午後1時30分 事務局長（小川寛一君） ご苦労さまです。それでは、定刻になりましたので、ただいまから第5回村上市農業委員会定例総会を開催いたします。

初めに、本日の欠席委員を報告いたします。11番、斎藤博委員、家事都合により欠席しております。よって、現在の出席委員数は19名です。在任委員の過半数を超えておりますので、本日の総会は成立いたします。また、1番、鈴木いせ子委員より2時半までで早退させていただきたいという申し出が出ておりますので、報告をさせていただきます。

それでは、初めに、石山会長よりご挨拶お願いいたします。

○議長（石山 章君） 挨拶（略）

○事務局長（小川寛一君） ありがとうございます。

議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき石山会長よりお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、日程3の議事録署名委員の選出についてお諮りいたします。議長に一任いただければ幸いです、いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議席番号10番、遠藤委員、議席番号12番、佐藤委員、両委員にお願いいたします。

（両委員了承）

○議長（石山 章君） 日程4、報告。報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について報告してください。

○事務局次長（小川良和君） それでは、説明させていただきます。1ページをごらんください。報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について。

番号1番、申請人、村上市十川_____番地、_____、土地の表示、十川字高屋敷____番、地目、台帳畑、現況原野、面積_____平米、申請事由、申請地は、40年前の土地改良基盤整備事業から除外された畑で、道路もなく、約30年前より耕作されず、現在は原野化している。このため農地への復旧は極めて困難な状況にあるということでございます。

続きまして、申請場所の説明をさせていただきます。2ページをごらんください。地図右側に日本海沿岸東北自動車道、その左側に県道高根村上線が縦に走っております。県道高根村上線に沿いまして十川集落がありまして、今回の申請場所は十川集落の上十川と下十川の間、地図中央付近に太く囲った場所が今回の申請場所でございます。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） ただいまの報告について、ご質問等ありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、報告は終わります。日程5の議題に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地に係る買受適格証明願について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局副参事（本間 宏君） それでは、3ページをごらんください。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地に係る買受適格証明願について説明いたします。

番号1、願い出者、村上市坪根_____番地、_____、公売の内容ですが、物件番号1、土地の表示、日下字川原_____番_____、地目、台帳、現況ともに田、面積が_____平米、強制執行等の別については村上市税務課による市税滞納処分であります。入札については、平成29年11月30日に予定されており、基準売却価格は_____円、10アール当たりになりますと約_____円となります。

続きまして、場所の説明をいたします。4ページをごらんください。図面左側から下のほうにかけて門前川が流れております。門前川の北側に山辺里小学校が図面中央にあり、申請地は山辺里小学校から右手、東側になりますが、台形状に太く囲まれているところが今回の申請地であります。

以上で説明を終わります。

○議長（石山 章君） 質疑に入ります。

3番、増田委員。

○3番（増田嘉美君） 3番、増田です。適格証明とはちょっと変わったことになるんですけども、市税滞納による物納という格好の処理ですよ、これは。その場合、基準売却価格_____円、10アール当たりですと約_____円というお話でしたが、この算出根拠というのはどこから来ている数字なんですか。

○事務局副参事（本間 宏君） ただいまの質問について回答させていただきます。

基準売却価格については、近隣の売買価格並びに参考となる鑑定結果に基づいて税務のほうで算出しているものというふうに認識しております。

○議長（石山 章君） 増田委員、よろしいですか。

○3番（増田嘉美君） じゃ、税務課のほうで提示している数字だということになるのでしょうか。

○事務局副参事（本間 宏君） はい、そうです。税務のほうでこちらのほうの競売、要するに公売かける時点でおおむねの基準価格のほうを出して、それで了承いただいて、許可を得て、それで公売のほうに出されてきているものになっております。

○3番（増田嘉美君） そうすれば直近のというか、そういう近隣地域の取引の内容を参考にしながらというやり方で決めているということですね。税務課が評価額なり何なりというような格好の、そういう税金をかけているものところから持ってきた数字じゃなくして、近隣の売買の状況を見て算出した価格だというふうに理解でよろしいのでしょうか。

○事務局副参事（本間 宏君） そのように税務のほうから聞いております。

○3番（増田嘉美君） はい、わかりました。

○議長（石山 章君） ほかにあれでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第1号、承認することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地に係る買受適格証明願については承認することに決定いたしました。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局副参事（本間 宏君） それでは、引き続き5ページをごらんになっていただきたいと思っております。議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

今回は、使用貸借が5件、賃貸借が2件、贈与が2件、売買が2件で、合計11件の案件でございます。

それでは、使用貸借と賃貸借については、代表して1件ずつ説明いたします。使用貸借のほうは、番号1番、ごらんになっていただきたいと思っております。番号1、貸し人、村上市松沢____番地、____、借り人、村上市松沢____番地、____、土地の表示、松沢字坂ノ下____番____、地目、田、地積____平米、ほか6筆あり、田の合計が____平米、それと畑のほうで松沢字坂ノ下____番____、1筆、地目が畑、地積が____平米、合計8筆となり、合計面積が____平米、これは使用貸借による設定で、再設定であります。

続いて、賃貸借について説明いたします。6ページをごらんください。番号6番、貸し人、村上市葛籠山____番地____、____、借り人、村上市葛籠山____番地、____、土地の表示、葛籠山字中島____番、地目、田、地積____平米、これは賃借権の設定で、契約の内容が平成29年11月27日から平成34年11月26日までの5カ年で、賃借料はコシヒカリ玄米____キロとなっております。10アール当たり____キロとなっております。こちらのほうも再設定となります。

続いて、贈与について説明いたします。7ページをごらんください。番号8番、譲渡人、村上市七湊____番地、____、譲受人、村上市七湊____番地、____、土地の表示、七湊字馬場____番、地目、畑、地積____平米、これは贈与による所有権の移転です。

続きまして、番号9番、譲渡人、新潟市江南区西町2丁目____番____号、____、譲受人、村上市鶴渡路____番地、____、土地の表示、鶴渡路字角地田____番、地目、田、地積が____平米、ほか同じく鶴渡路で字欠下、字瀬賀野、字アラヤ、字西林、字サル畑、字イナバ、そして合計のほうになりますけども、10ページのほうごらんになっていただきたいと思っております。全部で18筆ありまして、田と畑の合計面積が____平米となります。こちらのほうは、贈与による所有権の移転であります。

次に、売買について説明いたします。番号10番、譲渡人、村上市高根____番地____、____、譲受人、村上市猿沢____番地、____、____、土地の表示、猿沢字トトメキ____番____、

地目、畑、地積_____平米、こちらは売買による所有権の移転で、対価が_____円、10アール当たり
りに直しますと_____円であります。

続きまして、番号11、譲渡人、山形県鶴岡市木野俣乙_____番地、_____、持ち分2分の1、同
じく山形県鶴岡市新形町____番____号、_____、持ち分2分の1、譲受人、村上市伊呉野_____番
地____、_____、土地の表示、伊呉野字イクレノ_____番____、地目、畑、地積_____平米、ほか
に伊呉野字カキノウチ_____番____、地目、畑、地積が_____平米、もう1筆、伊呉野字カキノウ
チ_____番____、地目、畑、地積が_____平米、合計3筆で_____平米、こちらのほうも売買による
所有権の移転で、対価は全筆合わせて_____円となります。なお、10アールあたりに換算いたしま
すと約_____円となります。

次に、場所の説明をいたします。12ページをごらんください。番号8の案件です。図面中央、上
から左にかけて県道岩船港線が走っております。若干右側縦にJR羽越線が走っており、ちょうど
道と線路の間が七湊集落となっており、七湊集落のほぼ中央に近い部分の集落の住宅が点在してい
る図面中央、四角く太く囲まれているところが今回の申請地であります。

続きまして、13ページをごらんください。番号9の案件です。図面中央、縦に国道7号線が走っ
ております。図面の下段が下中島集落、そして右上が鶴渡路集落となっており、国道7号線沿い右
側、左側にそれぞれ太く囲まれているところが地番と申請地となっておりますけども、これが全部
で18筆の筆となり、太く囲まれているところが申請地となっております。一部2筆ほど川側のほう
にございます。

続きまして、14ページをごらんください。番号10番の案件です。図面中央、縦に国道7号線が走
っております。7号線の左手、西側になりますけども、猿沢集落が道路沿いに展開しており、7号
線沿いには道の駅があります。申請地は、この7号線沿いの道の駅から南に下がったところ、図面
中央、下段のほうになりますけども、約三角の一部欠けているところありますけども、太く囲まれ
ているところが今回の申請地であります。

続きまして、15ページをごらんください。番号11の案件です。図面中央、縦に国道7号線が走っ
ており、点線で山形県と新潟県の県境があります。申請地は、その県境の伊呉野集落内になります
けども、2筆ありまして、もう1筆は集落から南側のほう、山手のほうになりますけども、そちら
のほうに太く四角く囲まれているところが今回の申請地となっております。

以上、説明いたしました11件については農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要
件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明にかえさせていただきます。

○議長（石山 章君） ただいま説明をしました案件について質疑に入ります。

2番、阿部委員。

○2番（阿部正一君） 2番、阿部ですが、ちょっと番号7番の賃借権の設定、新規ですけども、こ

れは今まで全然何も農地を持っていないという方なんですよね。それで、畑を借りて何かを主にやるというような目的があるのか。これが1点。

もう一点、9番の関係はどういうご関係になるのか。6反歩も贈与されるということなんです。それをちょっとお聞きしたかったんです。

○事務局副参事（本間 宏君） ただいまの2つの質問についてお答えさせていただきます。

まず、1つ目の番号7番の案件なんですけども、こちらのほうの方は新たに農業を少しやってみたいという方です。その場所が自己保全みたいな畑だったものですから、山北のほうの荒れているところ、一回でとれるもの、秋のカブが多いんですけども、一回夏に刈って、カブまいてみたいなのということを言っておりました。7番については、以上であります。

そして、9番目については、この_____さんは実家は鶴渡路にあります。ただ、嫁いで、御年70後半の方なんですけども、相続の関係で自分にこの土地が渡ってきたんですが、なかなか管理しづらいということで、この_____さんのお父さんが長年働いていたところが自分の実家の事業所だったこともありまして、知人の関係でその息子さんのほうに譲りたいということで申し出があったものでございます。

以上であります。

○議長（石山 章君） 阿部委員、よろしいでしょうか。

○2番（阿部正一君） はい。

○議長（石山 章君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第2号、許可することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について許可することに決定いたしました。

議案第3号 事業計画変更承認申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（小川良和君） それでは、資料16ページのほうをごらんください。議案第3号 事業計画変更承認申請について。

番号1番、当初計画者、胎内市中条_____番地_____、_____、承継者、村上市松沢_____番地、_____、土地の表示、宿田字上沢田_____番_____、地目、台帳、現況とも田、面積_____平米、ほか1筆、合計2筆で_____平米、変更の目的、内容ですが、申請地は、平成28年6月7日付村振農第3021号により農地法第5条の許可を受けました。当初計画では、個人住宅の建築を計画しておりましたが、許可後、上水道の引き込みが不可能であることが判明し、生活環境が整備できないこ

とから、事業の完了が不可能と判断し、今後も農地として管理を行っていくものでございます。

続きまして、申請場所の説明をさせていただきます。隣、17ページをごらんください。地図中央に国道7号線とJR羽越本線が縦に走っております。地図中央付近にJRの平林駅がございます。今回の申請場所は、平林駅よりも南側、国道7号線とJR羽越線に挟まれました場所にありまして、地図下段のほうに太く囲まれた場所2筆が今回の申請場所でございます。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） それでは、事業計画変更に伴う現地調査をしていただいておりますので、報告をお願いいたします。

6番、遠山委員。

○6番（遠山久夫君） 6番、遠山です。議案第3号の事業計画変更承認申請についてご報告いたします。

今月の16日木曜日に神林地区後期農地パトロールとあわせて、農地転用案件について現地確認を行いましたので、報告いたします。当日は、午後1時半に神林支所において農業委員4名と最適化推進委員5名、全員そろいまして、事務局から津野主査、神林支所から佐藤係長が出席し、まず初めに事務局より申請内容について資料に基づき説明を受けました。その後、現地へ移動し、申請内容等について確認を行いました。今回の案件は、ただいま説明ありましたように、平成28年6月に個人住宅を建築するため5条の許可を得たものの、工事を着工する段階になって、上水道の引き込みができないということが判明いたしました。したがって、当該地での住宅建築を断念せざるを得ませんでしたので、このたびの転用許可取り下げの計画変更承認申請となりました。現地は、平成28年の5条申請の際に現地確認を行ったわけですが、そのときと同じく農地として適正に管理されておりました。このことから、神林地区としましては許可相当との意見となりましたので、ご報告申し上げます。

以上です。

○議長（石山 章君） それでは、質疑に入ります。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 議案第3号、承認することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第3号 事業計画変更承認申請について承認することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（小川良和君） それでは、18ページのほうをごらんください。議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

まず初めに、番号1番、こちらの案件につきましては、本日11月27日付で許可申請の取り下げ願が出されております。取り下げの理由といたしましては、転用事業資金の借り入れに関し、当初村上信用金庫岩船支店との交渉過程において、融資担当者より全額を融資可能である旨の回答を得ておりました。そのため同金庫に融資を申し込んだ上、近日中に融資の承認が得られることが見込まれたため、このたび貴農業委員会へ許可申請書を提出いたしました。しかし、同金庫の内部審査の過程において融資が不承認となり、現時点においてほかに資金調達の方法が立ちません。以上の理由により、やむを得ずこのたびの許可申請を取り下げたくお願い申し上げますということで申請書のほうが出されております。

続きまして、番号2番、譲渡人、村上市大津____番地、____一、譲受人、村上市大津____番地____、____、土地の表示、山口字野中____番____、地目、台帳田、現況畑、地積____平米、転用の目的、駐車場及び雪捨て場、契約につきましては売買による所有権の移転でございます。今回の対価ですが、____円となります。ちなみに10アールあたりに換算いたしますと約____円となります。農地区分につきましては第3種農地、備考といたしまして、申請者は、以前より申請地の隣地を借り、駐車場として使用しておりましたが、このたび借用していた土地と一緒に購入し、駐車場及び冬期間の雪捨て場として利用するため転用するものです。なお、申請地は上下水道の埋設された道路に接しており、500メートル以内に2つの公共施設があります。ちなみに、公共施設は荒川支所並びに荒川地区公民館となります。今回の転用内容ですが、駐車場として2台分の駐車場を設置する予定となっております、一緒に購入する土地も含めまして全体面積は106平米となります。

続きまして、番号3番、貸し人、村上市佐々木____番地____、____、借り人、胎内市八田甲____番地____、____、____、土地の表示、佐々木字上野____番____、地目、台帳、現況とも畑、地積は____平米、転用の目的ですが、住宅建築用地です。契約につきましては使用貸借です。農地区分は第2種農地になります。備考といたしまして、申請者は、現在胎内市のアパートで生活しているが、家族を持ち、念願のマイホームの建築を考え、実家脇の申請地に住宅を新築するため転用するものです。なお、住宅を集落に接続して設置されるものであります。今回の転用の内容ですが、木造2階建て住宅1棟、建築面積57.97平米の住宅を建設する予定です。そのほか敷地の活用といたしましては駐車場5台分、あと冬期間の雪捨て場ということでの活用を計画されております。

続きまして、番号4番、貸し人、村上市下鍛冶屋____番地、____、借り人、新発田市御幸町4丁目____番____号、____、持ち分2分の1、____、同じく持ち分2分の1、____、土地の表示、下鍛冶屋字大口____番____、地目、台帳、現況とも畑、地積____平米、転用の目的、住宅建築用地でございます。契約につきましては、こちらも使用貸借となっております。農地区分、第3種農地、備考といたしまして、申請者は、現在新発田市のアパートで生活しているが、

このたび夫婦で新居を構えることになり、妻の実家の近くである申請地に住宅を建築するため転用するものです。なお、申請地は上下水道の埋設された道路に接しており、半径500メートル以内に2つの公共施設がある。こちら2つの公共施設は、小学校とあらかわ保育園となります。転用の概要ですが、木造2階建て住宅1棟、建築面積57.93平米の住宅を建築される予定でございます。

続きまして20ページ、番号5番、譲渡人、村上市松喜和____番地____、____、譲受人、村上市飯岡____番地____、____、土地の表示、飯岡字熊野前____番____、地目、台帳田、現況畑、地積____平米、転用の目的ですが、駐車場及び雪捨て場です。契約ですが、売買による所有権の移転となります。対価は____円で、10アールあたりに換算いたしますと____円となります。農地区分につきましては第2種農地です。備考といたしましては、申請者は、申請地の近隣で生活しているが、敷地に余裕がないため駐車場が不足していることから、駐車場及び雪捨て場として利用したく、転用するものです。なお、日常生活上必要な施設を集落に接続して設置されるものであります。転用の概要ですが、3台分の駐車場を設置する予定となっております。

続きまして、番号6番、貸し人、村上市柏尾____番地、____、借り人、新潟市中央区八千代1丁目____番____号、____、____、土地の表示、柏尾字朴ノ木____番、地目、台帳、現況とも田、地積は____平米、転用の目的は工事作業ヤードとしての転用でございます。契約につきましては、賃借権の設定であります。対価は____円でございます。農地区分は第2種農地、備考といたしまして、今回の案件につきましては一時転用で、利用期間、許可日から平成30年3月31日までとなっております。これは、申請地の脇にありますJRの橋梁工事に伴う作業ヤードとしての利用でございます。

続きまして、申請場所の説明をさせていただきます。22ページごらんください。番号2番、申請人、____の申請場所の説明です。地図右側下のほうに荒川支所、その上段に荒川地区の公民館がございます。荒川地区公民館と支所の間を通る形で右下から左斜め上にかけて県道坂町停車場金屋線が走っております。その停車場線に沿った形で、地図左側のほうに大津集落が展開しております。今回の申請場所は、大津集落の南側、荒川支所付近のところにございまして、ちょっと太く囲まれた場所が地図中央よりもやや左側のほうにあります。そちらが申請場所となります。

続きまして、番号3番、松本和也の申請場所です。地図右側に1級河川荒川が流れております。荒川の左岸に佐々木集落、地図中央付近から左側にかけて佐々木集落が展開しております。今回の申請場所は、佐々木集落の東側の地図中央付近に太く囲まれた場所が申請場所となります。

続きまして、番号4番、____、____の申請場所になります。地図中央よりも若干左側のほうに縦に国道7号線が走っております。地図中央よりも右側の下部のほうに市立保内小学校がございます。今回の申請場所は、国道7号線と保内小学校の間、若干保内小学校寄り、地図中央の下のほうに太く囲まれた場所がありますが、そちらが今回の申請場所となります。

続きまして、番号5番、田島悦郎の申請場所になります。地図中央横に百川が流れており、百川

に沿った形で飯岡集落が広がっております。今回の申請場所は、飯岡集落の西側、国道7号線から入ってくるところの入り口付近の箇所でありまして、地図中央の下のほう、やや中央よりも下、真ん中よりも下のほうに太く囲まれた場所が今回の申請場所となります。

続きまして、番号6番、_____の申請場所です。地図中央よりもやや左側のほうにJR羽越本線並びに国道345号線が縦に通っております。その345号線よりも左側、海側のほうに柏尾集落が広がっております。今回の申請場所は、柏尾集落の入り口付近から延びております林道柏尾猿沢線の沿線でありまして、345号線から林道のほうに入りまして、羽越線の踏切を渡ってすぐのところ、地図中央よりも若干右側のほうに太く囲まれた場所がありますが、そこが今回の申請場所となります。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） それでは、転用に係る現地調査をしていただいておりますので、番号2番、3番、4番について報告してください。

2番、阿部委員。

○2番（阿部正一君） 2番、阿部ですが、それでは番号2番の現地調査を報告いたします。

今月の14日、これも後期の農地パトロールの際に行ったものですが、午後1時半から荒川支所において小川次長の説明を受け、その後、農業委員3名、最適化推進委員3名、全員ですが、農業委員会事務局の小川次長と荒川支所の相場主事で、現地において_____、_____さんと_____で立ち会いの説明を受けました。この場所は、田から畑にするということで、既に埋め立てが完了して、畑は栽培はされておられません。先ほど説明した_____さんの横に当たって、前から駐車させていただいておったんですけども、そういうことで周辺の農地は_____さん所有のもので、出席委員全員で許可相当と判断しました。皆さんのご審議をお願いしたいと思います。

続いて、番号3の現地調査ですが、日にちは今月14日、同じでございますが、それで現地において_____、_____氏の立会説明を受け、生活排水は公共下水道へ接続、隣地の農地は畑で、住宅敷地内で利用になっておりまして、そこへ行く道はちょっと確保されていなかったのですが、その住宅の方が耕作しているので、その農地には支障がないと。ただ、面積要件で500平米を超えておりますので、これにつきましていろいろ検討して、これは雪捨て場ということで、それを考慮すればやむを得ずという結果で、出席委員全員で許可相当と判断しました。皆さんの審議をお願いしたいと思います。

続いて、番号4の現地調査報告をいたします。これにつきましての日にちは今月の14日、同じでございます。現地において_____の人の立会説明を受けました。先ほど説明あったとおり、もう既に道路、下水の接続、それらは宅地造成がされておりますので、そここのところの畑でございます。道路等も完了しており、出席委員全員で許可相当と判断しました。皆さんの審議をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（石山 章君） それでは、次に、番号5番について報告をお願いします。

職務代理。

○14番（板垣栄一君） それでは、番号5につきまして私のほうからご報告を申し上げます。

先ほど6番の遠山委員のほうからも別件で報告があったわけでありましたが、同日であります。11月16日に、ただいまの報告案件も現地を確認してまいりました。当該地は道の駅、国道7号線にあるわけでありましたが、そこからずっと東のほうに道路がありまして、最初の集落が飯岡集落であります。その集落の入り口付近の、道路も当然あるわけでありまして、すぐそばに山林があるといった農地でありまして、地目は田となっておりますが、現在は畑として管理されておりました。今回の転用は、駐車場として利用するものでありまして、土地の形状を変更するものではなく、また構造物を設置するものでもないことから、周囲の農地への少ないと考えられます。また、申請者は当該地の向かいで建築業を営んでおりまして、事業用車両も所有しており、現在の住宅敷地では新たな駐車スペースを確保することが難しいことから、駐車場の設置は申請者にとっても必要なものと判断をされました。結果、許可相当と見てまいったわけでありましたが、皆様方のご審議をよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（石山 章君） 次に、番号6番について現地調査の報告お願いいたします。

15番、稲葉委員。

○15番（稲葉浩之君） 15番、稲葉です。議案第4号、番号6について現地調査してまいりましたので、ご報告します。

11月16日午後、委員全員、事務局より小川局長と現地調査をしてまいりました。現地では、 の さんより説明を受けました。鉄橋のかけかえ工事に伴う作業ヤードをつくるために一時転用したいと説明を受けました。田んぼの作土を搬出し、透水シートを張り、その上に碎石を敷いて作業ヤードをつくるという説明でした。作業終了後は、碎石、シート、ともに撤去し、作土をもとに戻して田んぼに戻すとの説明がありました。周辺の同意も得ていて、許可相当と、委員全員で見てまいりました。皆様方のご審議よろしくをお願いします。

○議長（石山 章君） それでは、議案第4号について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。
(発言する者なし)

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第4号、許可相当に決定してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について許可相当に決定いたしました。

議案第5号 農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局主査（園部和枝君） それでは、ご説明の前に1件、議案発送後に訂正の連絡がありましたので、訂正をお願いします。ページのほうなんです、34ページごらんください。番号32番の案件になります。改良区費、「借り人負担」としてありますけれども、「貸し人負担」に訂正をお願いいたします。以上です。

それでは、ページのほう戻りまして、27ページをごらんください。議案第5号 農用地利用集積計画（案）の決定についてご説明いたします。

今月は、使用貸借の設定が2件、賃貸借の設定が94件、所有権移転の売買が2件、合計98件の案件となります。

それでは、所有権移転以外の案件につきましてはそれぞれ1件のみ説明させていただきます。最初に、使用貸借の設定です。番号1番、貸し人、村上市仲間町____番地、____、借り人、村上市仲間町____番地、____、土地の表示、仲間町字手取沢____番、地目、田、地積____平米、使用貸借による権利の設定となりまして、期間が5年間、新規の設定となります。改良区費は、借り人負担です。番号2番までが使用貸借の案件です。

次に、賃貸借の設定です。番号3番、貸し人、村上市羽下ヶ淵____番地、____、借り人、村上市羽下ヶ淵____番地、____、土地の表示、村上字佐野____番、地目、田、地積____平米、ほか8筆、計9筆、____平米、賃借権の設定となりまして、期間が5年間、借賃が10アール当たりコシヒカリ玄米____キロ、再設定となりまして、改良区費は貸し人負担となります。ページのほう進みまして50ページ、番号96番までが賃貸借の案件となります。

次に、所有権移転について説明いたします。番号97番、譲渡人、村上市大津____番地、____、譲受人、村上市金屋____番地、____、土地の表示、金屋字鴨侍____番、地目、田、地積____平米、売買による所有権の移転となります。対価が____円です。10アール当たりは約____円となります。

次に、番号98番、譲渡人、村上市北中____番地、____、譲受人、村上市北中____番地、____、土地の表示、北中字宮ノ下____番、地目、田、地積____平米、ほか2筆、計3筆、____平米、売買による移転となります。対価が____です。10アール当たりは約____円となります。

続きまして、所有権移転の場所の説明をいたします。番号97番の案件です。図面上左下に南新保集落、集落内を県道新潟新発田村上線が走っています。中央に日本海沿岸東北自動車道があり、県道と交差している東側に三角に太く囲ってありますのが今回の申請地となります。

次に、番号98番の案件です。図面上右下に北中集落があり、国道7号線が走っています。国道と勝木川の間に太く囲ってあります3筆が今回の申請地となります。

以上、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） それでは、最初に番号33について審議いたしますので、19番、船山委員、関連議案ですので、退席をお願いいたします。

（19番 船山 寛君退席）

○議長（石山 章君） それでは、番号33番につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 承認することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第5号、番号33番につき承認することに決定いたしました。

（19番 船山 寛君着席）

○議長（石山 章君） 船山委員、番号33番、承認することに決定いたしました。

次に、番号50番から72番まで、4番、加藤委員、議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。

（4番 加藤孝平君退席）

○議長（石山 章君） それでは、質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、番号50番から72番まで承認することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第5号、番号50番から72番まで承認することに決定いたしました。

（4番 加藤孝平君着席）

○議長（石山 章君） 加藤委員、番号50番から72番まで承認することに決定いたしました。

ただいま承認をいただきました件以外に質疑に入ります。

2番、阿部委員。

○2番（阿部正一君） 2番、阿部ですが、ちょっとお聞きしたいのは、11番の蛇喰の_____の方、これは畜産か何かやっているのですか。全部農地を賃貸権で設定して貸したということなので。その辺ちょっとお聞きしたいのですが。

○議長（石山 章君） _____は養豚経営で母豚が250頭ぐらいおりまして、恐らく年間4,000から5,000頭ぐらい出荷していると思います。雇用が臨時含めて今3人ぐらいかと思います。

よろしいでしょうか。

- 2番（阿部正一君） はい。
- 議長（石山 章君） ほかにあれでしょうか。
（発言する者なし）
- 議長（石山 章君） ほかにないようでありますので、議案第5号、承認することに決定してもよろしいでしょうか。
（異議なしの声あり）
- 議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第5号 農用地利用集積計画（案）の決定については承認することに決定いたしました。
ただいま1番の鈴木いせ子委員、公用のため退席をいたしました。
（1番 鈴木いせ子君早退）
- 議長（石山 章君） それでは、議案としてその他について皆様方から。
（発言する者なし）
- 議長（石山 章君） ないようでありますので、2時45分まで暫時休憩に入ります。

休憩 午後2時30分～午後2時45分

- ・協議、連絡事項ほか

時に午後3時20分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

平成29年11月27日

村上市農業委員会
会 長

同議事録署名委員
委 員

委 員